

平成20年9月2日にメールにて次の依頼がありましたので、各項目について□内で回答いたします。

平成20年9月5日

アーク・エンジェルズの進出反対期成同盟
会長 大森 六己 様

高島市長 海東 英和
(公印省略)

平成20年9月2日

高島市長
海東 英和 殿

アーク・エンジェルズの進出反対期成同盟
会長 大森 六己

拝啓

初秋の候、益々御清栄の事とお慶び申し上げます。

平素より当期成同盟の活動にご理解をいただき厚く御礼申し上げます。

また、来る5日には、再び遠方までご来訪いただくこととなり、重ねて御礼申し上げます。

さて、昨日より、酒波犬舎におきまして、浄化槽の設置工事が始まりました。ところが、大変残念なことに、工事のことを環境担当課は察知しておりながら、地元にはなんら連絡がありませんでした。常に犬舎の不審な動きに敏感になっている者としては、事前にお知らせをいただきかつたし、同盟役員が電話でお尋ねをしたときに、「報告する義務はない」と担当課から回答があったことは、誠に残念でなりません。

そこで、このようなこともあり、次回の話し合いを開催するにあたり、次のことをお問い合わせいたしますので、ご多忙とは存じますが、当日文書でご回答いただきますようよろしくお願い申し上げます。

1. 去る6月13日に、浄化槽についての規模決定資料を公開していただいたが、「アーク・エンジェルズ滋賀シェルター犬舎排水処理装置の検討」資料が十分に理解できないので、5日に説明をお願いします。

A: (別紙資料を参照に説明いたします。)

また、50頭以上を飼養したときはどうなるのか？

A: 算定では、犬1頭あたりの体重を10kgとされています。過去の立ち入り調査で大半の飼育されている犬は、体重5kg前後で、大型犬では20kg程度のものも含まれています。

8月28日では、大型犬、小型犬合わせて46頭を確認しています。

よって、現実に飼育される犬は、固定されないので、規模を決定するために頭数も50頭で、BOD量は、体重1kgあたり0.5g/日と算定されています。

流入BOD濃度を下げのために、排水量を1251立米(現状の2.7倍)にする必要がありますが、AAsはそうすることができるのか、どのような指導をされているのか説明していただきたい。

A: 1251 m^3 /日ではなく、1.251 m^3 /日の汚水処理能力を算定すると家庭雑排水を処理する小型合併処理浄化槽では、7人槽以上のものが適していると解釈できます。

使用される薬剤による浄化槽機能(バクテリア)への影響については、有効成分や用法・用量を考慮すれば問題ありません(製薬会社に確認)

燃えるゴミで処理されている犬のフンについても浄化槽で処理することになりますが、拾い集めたフンを直接浄化槽へ流入するのではなく、浄化槽手前にトイレを作り、フンを水とあわせて浄化槽へ流入する仕組みになります。

2. 前回の話し合いにおいて、市とAAsとの間に協定が結ぶという話があったが、その後進捗はどうなっているのか。今年の1月にAAsと協定を結ぶことを決めた酒波区との兼ね合いも含めて知らせください。

A: 前回5月26日に基本的な考え方を提案させていただきましたが、内容については、貴会からご意見をいただいております。

基本的な考え方が協定書(案)につながることから市が酒波、伊井区あるいは貴会に代わり行為者と締結するに際しても慎重に扱うようご意見をいただきました。

なお、締結にあたっては、酒波区、伊井区および行為者に意見を求めて調整したうえでの対応となります。

3. また、去る5月28日に、第3回の話し合いについての御礼を申し上げた際に、次のことを検討していただきますようお願いをいたしました。未だ回答をいただいておりますので、御回答をお願いします。

A: 地域住民の方の生活に対して、“安心・安全”をモットーに対話による対応を考えています。

法令等の規定がなく規制できない中、過去の話し合いで整理した事項すなわち基本的な考え方により、滋賀県の協力も得ながら調整していきます。

(1) 施設について

施設には無許可と思われるコンテナハウスが色とりどり無秩序に立ち並び、風光明媚なこの地域に全くふさわしくない状況となっています。建築基準法上の問題はないのでしょうか。景観行政上の指導はできないのでしょうか。

AAsのホームページによれば施設の改修費用に5千700万円が投じられています。コンテナハウスをはじめ最近ではユニットハウスが設置されています。すでに手を打っておいでも知れませんが、是非とも税務調査をしていただき、固定資産税等を見直してください。

色彩、意匠および景観に関しては、法令等の規制がないことから、現在は課題と考えています。

また、それらが固定資産税の課税客体かどうかは、市役所総務部税務課(資産税担当)に確認したところ、状況を確認したうえで判断すると回答でありました。

(2) 野焼きについて

去る、5月27日の午後5時頃、再び施設内のドラム缶で野焼きが行われました。すぐに今津支所と環境政策課へ連絡をしましたところ、環境政策課の古我さんが飛んできてくれました。林氏の言い分は、「柿の木にシロアリがついたので枝を切って処分した」とのことですが、この時期の柿の木がぼうぼうと燃えるはずがなく、多くのものが燃やされたものと思われ、大気の汚染が心配されます。

伊井区は昭和31年に大火があり、区民は風の強い日の野焼きには大変神経質になっています。どうか、廃棄物の処理及び清掃に関する法律により、厳正に対処していただきますようお願いいたします。

A:「野焼き」について、病虫害の駆除を目的に柿の枝を燃やす行為は廃棄物の処理及び清掃に関する法律による禁止行為に該当しません。農地における麦や稲のワラを焼却する行為も同様です。

しかしながら、煙やにおいて周辺に迷惑をかける行為をしてはいけないことから、直接現状を確認して口頭で行為者に指導しました。

以前からお話をしていますが、万一煙やにおいて周辺に迷惑がおよぶことであれば、今津支所あるいは環境政策課へ連絡いただければ、その都度適切な対応を行ってまいります。

急なお願いで恐縮ですが、いずれも以前からお願いやお問い合わせをされていることばかりですので、よろしく御回答をお願いします。

敬 具

アークエンジェルズ滋賀シェルター犬舎排水処理装置の検討

1.設計条件について

流入汚水量	0.45 m ³ /日(水道水 15 分間使用した場合) 30 L/分×15 分間=450L
流入 BOD	112.5mg/L BOD 量は犬体重 1kg あたり 0.5g/日とする。 小型犬 1 頭あたり 10kg、頭数 50 頭で算定。 BOD 量 = 10kg/頭×50 頭×0.5g/日 = 250g/日 BOD 濃度 = 250g/日 ÷ 0.45 m ³ /日 = 556mg/L
放流 BOD	20mg/L

2.人槽について

汚水の性質から推測しても、構造基準型の小型合併浄化槽でも十分処理できると判断する。ただし、流入 BOD 濃度が通常の 200mg/L ではなく 556mg/L と高いため、日平均汚水量を増やし、流入 BOD 量を同じにする必要がある。

$$\begin{aligned} \text{設定日平均汚水量} &= 0.45 \text{ m}^3/\text{日} \times (556/200) \text{ mg/L} \\ &= 1.251 \text{ m}^3/\text{日} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{小型合併浄化槽人槽} &= 1.251 \text{ m}^3/\text{日} \div 0.2 \text{ m}^3/\text{人} \cdot \text{日} \\ &= 6.255 \text{ 人} \rightarrow 7 \text{ 人槽以上} \end{aligned}$$

犬舎床の洗浄水には毛が多く含まれるので、生物処理の前に捕捉する必要がある。消毒剤による微生物への影響を考慮し出来るだけ希釈して使用することとする。

基本的な考え方（案）

高島市が仲介し、アーク・エンジェルズの進出反対期成同盟および酒波区、伊井区と動物愛護団体アーク・エンジェルズが、平成19年9月から11月までの6回におよぶ話し合いの内容に基づき、滋賀県高島市今津町酒波地先における多頭の犬の飼育に関する行為について、地域住民の健康ならびに生活環境の保全を図るため、下記事項により考え方を整理する。

（基本的事項）

1. 相互の権利義務を尊重し、信義を重んじ各条項を誠実に履行するものとする。
2. 行為者は、周辺水路の水質保全、地域住民の健康保護と静かな生活環境の保持、周辺耕作地の良好な耕作条件の保全に、万全を期するものとする。

（行為者の注意義務）

3. 動物愛護活動を行うにあたり、これが原因で発生する排水、騒音、臭気、毛の飛散、糞尿の処理、死体の処理、ねずみまたはハエ・ノミその他の害虫、病気の犬につき、地域住民の健康ならびに生活環境を侵害しないよう細心の注意を尽くし、環境保全に必要な設備の設置ならびにその適正な管理を行うこと。
4. 飼養する動物は、感染症等に罹患しないよう常に健康な状態を保持し、その頭数は、50頭までとし、10頭につき1人の管理人を常駐させ、適正な飼育できる環境を行為者の責任のもと整備すること。
5. 飼養する犬については、狂犬病予防法（昭和25年8月26日法律第247号）に基づく登録ならびに接種を行なうこと。

（周辺生活環境対策）

次に掲げる周辺生活環境対策を講ずるものとする。

6. 施設等から排出される排水については、排水地先の公共用水路の利用目的、農業用水路および近隣圃場に影響を及ぼすことがないように浄化槽を設置し、浄化槽法に定める基準に適合した排水を流出する適切な措置を講ずること。
7. 事業活動に伴って当該施設内から発生する鳴き声による騒音が、周辺の生活環境に影響を及ぼさないように必要な措置を講じ、騒音の防止に努めること。
8. 当該施設内から発生する騒音を防止するため、施設周辺に植栽を行い、必要に応じて防音壁を設置すること。
9. 悪臭の発生を防止するため、必要に応じて防臭装置を設置すること。
10. 周辺農地および近隣集落に、犬の毛が飛散しないように適切な措置を講じること。
11. 動物愛護活動に伴って発生する糞尿や死体の処理にあたり、周辺の環境に悪影響を及ぼさないよう処理等を適切に行い、これらのものが流出および漏れがないよう必要な措置を講じること。
12. 犬の散歩においては施設内で行うものとする。
13. 犬が施設から脱走しないよう常に安全確認を行い、万全の対策を講じること。
14. 当該施設敷地内の空き地に繁茂する草木を常に除去し、敷地内およびその周辺の緑化等環境整備に努めること。
15. 施設内またはその周辺において、ねずみまたはハエ・ノミその他の害虫の発生を防止すること。また、これらが発生した場合は、直ちに駆除すること。
16. 行為者の関係者およびボランティアの駐車場は当該施設内とし、近隣の空き地に駐車するなど地域住民に迷惑をかける行為はしないこと。

17. その他、地域住民の健康ならびに生活環境を侵害しないよう細心の注意を尽くし、環境保全に必要な設備の設置ならびにその適正な管理を行うこと。
(権利譲渡)
18. 当該事業および施設の管理にかかる組織の変更、事業の移管等により、その権利または事業を第三者に譲渡する場合は、事前に協議するとともに承継者に対し、この内容を承継させること。
(施設等周辺生活環境の改善)
19. 施設等周辺生活環境に関する技術開発の進展に応じ、その技術を積極的に導入し、施設等周辺生活環境の改善に努めること。
(新增設等の協議および承認)
20. 当該敷地内において、施設等の新設および増設または改造(用途変更を含む。)する場合は、事前に協議すること。
21. 前項を遵守するため、書類等必要な情報を事前に提示すること。
(事故防止、通告義務)
22. 行為者は、敷地内またその周辺で付近住民に影響をおよぼす恐れのある事故が発生し、または発生する恐れがあると認められるときは、速やかにその内容を市役所に通知するとともに被害防止に必要な措置を行うこと。
(立入調査等)
23. 市が前項について必要があるとき、行為者に対し報告を求め、また、施設の立入り調査をすることができるよう措置をとること。
24. 前項により市が立入り調査をする場合、地域住民から調査に同行する旨の申し入れがあったときは、これを認めること。
25. 行為者は、前各項に基づいて、市から説明または関係書類の提出を求められた場合、これに誠実に応じること。
(苦情の適正な処理)
26. 行為者は、地域住民から環境に関する苦情を受けた場合は、速やかに市に報告するとともに、誠意をもって原因の究明にあたり、万全の改善対策を講じて事態の解決を図ること。
(相互協力)
27. 市と行為者は、地域の環境保全のため、相互の連絡を密にし、協力し合うこと。
(事業の廃止)
28. 行為者は、動物愛護活動を終了する場合においては、自らの責任において現状復旧し、撤退すること。
(その他)
29. これ以外の事項について、疑義が生じたとき、ならびに内容を変更するときは、その都度、双方協議して定めること。
30. これら事項を整理したうえ、市長の立会いのもと、行為者と地域住民の代表者(酒波区長・伊井区長)が書面をもって「協定書」を締結すること。

平成20年5月26日

高島市役所 産業循環政策部 環境政策課

今津町酒波地先水質検査委託業務結果表(平成20年6月26日採水)

	単位	河川放流水1	河川放流水2	河川放流水3	溜水4
大腸菌群数	MPN/100mL	49	130	49	330
水素イオン濃度(pH)		7.1	7.0	6.9	7.0
(pH測定時試料温度)	℃	21.3	21.3	21.4	20.8
浮遊物質(SS)	mg/L	2.2	1.6	2.2	9.4
化学的酸素要求量(COD)	mg/L	0.8	0.7	0.7	2.3
生物化学的酸素要求量(BOD)	mg/L	2.1	1.6	1.3	2.1
溶存酸素(DO)	mg/L	9.2	9.2	9.0	8.3
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満
クロロホルム	mg/L	0.006未満	0.006未満	0.006未満	0.006未満

前回の採水時に依頼のありました、塩素酸、ジプロモクロロメタン、プロモジクロロメタン、プロモホルムフェノール類、有機物等(TOC)につきましては、次回の水質検査で行う予定です。

また、次回の水質検査は9月末の予定です。

水質汚濁に係る環境基準

(昭和46年12月28日環境庁告示第59号)

生活環境の保全に関する環境基準

1 河川

(1) 河川(湖沼を除く。)

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級 自然環境保全及 びA以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/l以下	25mg/l以下	7.5mg/l以上	50MPN /100ml以下
A	水道2級 水産1級 水浴及びB以下 の欄に掲げるも の	6.5以上 8.5以下	2mg/l以下	25mg/l以下	7.5mg/l以上	1,000MPN /100ml以下
B	水道3級 水産2級 及びC以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/l以下	25mg/l以下	5mg/l以上	5,000MPN /100ml以下
C	水産3級 工業用水1級及 びD以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/l以下	50mg/l以下	5mg/l以上	—
D	工業用水2級 農業用水及びE の欄に掲げるも の	6.0以上 8.5以下	8mg/l以下	100mg/l以下	2mg/l以上	—
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/l以下	ごみ等の浮 遊が認めら れないこと。	2mg/l以上	—

備考

1. 基準値は、日間平均値とする(湖沼、海域もこれに準ずる。)

(注) 1 自然環境保全: 自然探勝等の環境保全

2 水道1級: ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

" 2級: 沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

" 3級: 前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

3 水産1級: ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用

" 2級: サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用

" 3級: コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用

4 工業用水1級: 沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

" 2級: 薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

" 3級: 特殊の浄水操作を行うもの

5 環境保全: 国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

